

2026年3月19日

お客さま各位

株式会社佐賀共栄銀行

手形・小切手電子化対応に伴う当座勘定規定等各種規定の改定・制定について

平素より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、政府・産業界・金融界が連携して「2027年3月末までの手形・小切手の全面電子化」に向けた取組みを推進しております。この取組みに伴い、当座勘定規定等各種規定を下記のとおり改定・制定しますので、お知らせいたします。

記

1. 今回改正する規定（改正日：2026年4月1日）

- ①当座勘定規定
- ②普通預金規定・貯蓄預金規定・納税準備預金規定
- ③定期預金共通規定
- ④通知預金規定
- ⑤積立定期預金（目標設定型）規定・積立定期預金（自由型）規定
- ⑥スーパー定期積金規定

2. 今回制定する規定（制定日：2026年4月1日）

- ・代金取立規定

3. 改定概要

主な改定	対象規定 (上記1.の番号)
・ 手形用紙、小切手用紙の発行停止	①
・ 自己宛小切手（銀行振出小切手）の発行停止	①
・ 当座勘定からの支払いを目的とした手形・小切手の振出期限を2026年9月30日に設定	①
・ 支払場所が他店となる手形または小切手を入金する場合は、所定の入金手数料を徴収	①②③④⑤⑥
・ 2026年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形・小切手の預金入金扱い受付停止	①②③④⑤⑥

※詳細は新旧対照表等をご確認ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先
事務統括部 中島
0952-22-2244

【改定規定の新旧対照表】

●当座勘定規定

旧	新
上段なし	上段に以下を追加 <u>※2025年4月1日以降、当座預金新規口座開設は受付 けておりません。</u>
<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利 札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券 で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」 という。）も受入れます。</p> <p>②～④省略 （今回追加）</p>	<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利 札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券 を直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」 という。）も受け入れます。<u>ただし、2026年10 月1日以降は、他行を支払人および支払場所と する手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>②～④ 省略</p> <p>⑤ <u>支払場所が他店となる手形または小切手を入金 する場合は、所定の入金手数料をいただきます。</u></p>
<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または 手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合 には、当座勘定から支払います。</p> <p>②～③省略</p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または 手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合 には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年 9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定 から支払いません。</u></p> <p>②～③省略</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場 所とする約束手形を振出す場合には、当行が交 付した用紙を使用してください。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合 には、預金業務を営む金融機関の交付した手形 用紙であることを確認してください。</p> <p>③～④省略</p> <p>⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、 必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>⑥～⑦省略</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場 所とする約束手形を振出す場合には、当行が交 付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年 9月30日までに振り出してください。</u></p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合 には、預金業務を営む金融機関の交付した手形 用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに 振り出された手形であることを確認してくださ い。</u></p> <p>③～④省略</p> <p>⑤ <u>手形用紙、小切手用紙は、発行いたしません。</u></p> <p>⑥～⑦省略</p>
<p>第13条（支払保証に代わる取扱い）</p> <p>小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があ るときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を 当座勘定から引き落とします。</p>	<p><u>小切手の支払保証はしません。</u></p>

旧	新
<p>第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>②省略</p>	<p>第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>②省略</p>
<p>第18条（線引小切手の取扱い）</p> <p>① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p> <p>②省略</p>	<p>第18条（線引小切手の取扱い）</p> <p>① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p>②省略</p>

●約束手形用法

旧	新
<p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p>	<p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>記入してください。</u></p>

●為替手形用法

旧	新
<p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ記入してください。</u></p>	<p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>記入してください。</u></p>

●小切手用法

旧	新
<p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。</u></p>	<p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p>

●普通預金規定・貯蓄預金規定・納税準備預金規定

旧	類
<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。</p> <p>(2) ~ (5) 省略</p> <p>(今回追加)</p>	<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。 <u>ただし、2026年10月1日以降は、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) ~ (5) 省略</p> <p><u>(6) 支払場所が他店となる手形または小切手を入金する場合は、所定の入金手数料をいただきます。</u></p>

●定期預金共通規定

旧	新
<p>1. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(2) 省略</p> <p>今回追加</p>	<p>1. (証券類の受入れ)</p> <p>(2) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2026年10月1日以降は、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p><u>(3) 支払場所が他店となる手形または小切手を入金する場合は、所定の入金手数料をいただきます。</u></p>

●通知預金規定

旧	新
<p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(今回追加)</p>	<p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2026年10月1日以降は、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p><u>(3) 支払場所が他店となる手形または小切手を入金する場合は、所定の入金手数料をいただきます。</u></p>

●積立定期預金(目標設定型)規定

旧	新
<p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(今回追加)</p>	<p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2026年10月1日以降は、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p><u>(3) 支払場所が他店となる手形または小切手を入金する場合は、所定の入金手数料をいただきます。</u></p>

●積立定期預金（自由型）規定

旧	新
<p>2.（証券類の受入れ）</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れた時は、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(2) 省略</p> <p style="text-align: right;">(今回追加)</p>	<p>2.（証券類の受入れ）</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れた時は、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2026年10月1日以降は、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p><u>(3) 支払場所が他店となる手形または小切手を入金する場合は、所定の入金手数料をいただきます。</u></p>

●スーパー定期積金規定

旧	新
<p>2.（証券類の受入れ）</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。</p> <p>(2) 省略</p> <p style="text-align: right;">(今回追加)</p>	<p>2.（証券類の受入れ）</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>ただし、2026年10月1日以降は、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p><u>(3) 支払場所が他店となる手形または小切手を入金する場合は、所定の入金手数料をいただきます。</u></p>

【制定規定】

●代金取立規定

今回制定
1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの(以下「証券類」という。)は、代金取立として取扱います。ただし、2026年9月30日を超えて振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。
2. (対象となる手形、小切手) 小切手 対象となる手形、小切手は、支払期日が2027年3月31日までの約束手形・為替手形および振出日が2027年3月31日までの先日付小切手とします。(支払期日が2027年4月以降の約束手形・為替手形と振出日が2027年4月以降の先日付小切手は代金取立受付の対象外となります。)
3. (要件の補充等) (1) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 (2) 証券類のうち裏書等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (3) 手形、小切手の取立にあたっては、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
4. (手数料等) (1) 代金取立の受託にあたっては、店頭掲示の代金取立手数料をいただきます。なお、証券類の組戻し、不渡返却があった場合または店頭呈示を要した場合には、その手数料を別途いただきます。 (2) 特別な依頼により要した費用は、別途にいただきます。
5. (発送) 証券類の取立を当行の他の本支店または他の金融機関に委託して行なう場合には、当行が適当と認める時期、方法により発送します。
6. (引受けのない手形等の取扱い) (1) 引受けのない為替手形については、支払人に取立受託の旨の通知を発信するにとどめ、引受けおよび支払いのための呈示をする義務を負いません。 (2) 手形交換による呈示ができない証券類についても同様とします。
7. (取立代金の入金) (1) 手形のうち支払期日までに当行所定の余裕日数があり、かつ、支払期日に手形交換等によって取立のできるもので、当行が「期日入金手形」として取扱ったものについては、その手形金額を支払期日に預金元帳へ入金記帳します。この場合、当該金額は、支払期日の翌営業日の銀行間における不渡通知時限経過後に当店でその決済を確認したうえでなければ支払資金といたしません。 (2) 「期日入金手形」以外の証券類については、銀行間における入金報告によりその決済を確認のうえ預金元帳へ入金記帳し、支払資金とします。
8. (証券類の不渡り) (1) 証券類が不渡りとなったときは、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、「期日入金手形」についてはその金額を預金元帳から引落します。 (2) 不渡りとなった証券類は当店で返却しますから、当行所定の受取書に預金取引の届出印を押印してください。 (3) 前項の証券類については、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、権利保全の手続をします。
9. (証券類の組戻し) (1) 証券類の組戻しを依頼する場合には、支払期日の前日までに当行所定の組戻依頼書に預金取引の届出印を押印して提出してください。 (2) 組戻しをした証券類は当店で返却しますから、当行所定の受取書に預金取引の届出印を押印してください。

10. (証券類の喪失、通信の遅延等)

証券類が事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事由によって紛失、滅失、損傷または延着したために生じた損害については、当行は責任を負いません。やむをえない事由による通信機器、回線の障害等によって通信が遅延したために生じた損害についても同様とします。

11. (譲渡、質入れの禁止)

代金取立の委託にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

12. 規定の変更等

この規定を改定する場合は、相当期間前に改定内容を店頭表示および当金融機関のホームページに掲載することにより、表示および掲載された適用開始日から改定後の規定を適用するものとします。

以 上

(2026年4月1日 現在)